

世界的に、ギグ・エコノミーが拡大しつつある。シェアリング・エコノミーの普及などにより、プラットフォームを通じて、単発の契約により労働力を提供するギグ・ワーカーが増え、これまでにはなかった経済を形成しつつある。

わが国でも、安倍内閣の旗振りで「働き方改革」が始まり、副業・兼業が推奨され、同様の傾向にある。彼らの多くは、所得より自由時間を優先する20代、30代の人々である。

問題は、このような新たな経済の動きに、既存の法律や制度がミスマッチを起こしていることで、とりわけ税制や社会保障は適切に対応していない。改めて問題点を整理してみたい。

ギグ・エコノミーは、伝統的な経済と比べてどのような特色があるのか。まず事業者と労務提供者の間に、インターネットのプラットフォームという仲介機能が介在することだ。その結果、契約内容や所得支払情報などが電子的に残ること

になる一方で、インターネットという匿名の世界なので、誰がどこでいくらの所得を得ているのかはわかりにくい。さらに、グローバルに行われる場合には情報入手は困難になる。

税制の問題としては、以下のような点が挙げられる。

第1に、タックス・ギャップの拡大である。ギグ・ワーカーの多くは、これまで税務申告の経験がなく帳面を付ける習慣もない。複数のところから所得を得るような場合など、過少申告や無申告が増えることが予想される。

第2に、税負担の公平性の問題である。副業・兼業、クラウドワーカーは自営業者（事業所得）なのか被用者（給与所得）なのか区分が明確でないことが多い。給与所得であれば、源泉徴収、年末調整、給与所得控除が適用されるが、事業

所得であれば、自ら申告義務を負い予定納税があり、経費は実額となる。つまり申告の手間と、経費が適正であるかどうかという問題が生じる。

後者の問題は、現行の給与所得控除が、サラリーマンの経費の概算部分に加えて、捕捉率の相違に配慮したものになっており、一般的に実額の経費より手厚い水準といえるので、負担の公平性の問題が生じる。

そこで、以下のような検討をする必要があるのではないか。

第1のタックス・ギャップへの対応だが、一定規模以上のプラットフォームに、資料情報の提供を義務づけるようにしてはどうか。プラットフォームは、デジタル経済の勝者ともいふべきで、応分の責任を負わせることには国民の理解も得られるのではないか。また、彼らに源泉徴収制度の導入を検討することも考えられる。

2番目の税負担の公平性の問題だが、プラットフォーム経由で主として労務

の提供をして所得を得る一定の所得以下のギグ・ワーカーには、給与所得控除と同水準の経費の概算控除を与えてはどうか。その場合、給与所得控除のさらなる見直し（縮小）とセットで行うことが条件だ。平成30年度税制改正で、給与所得控除の10万円縮小、基礎控除への同額の振替えが行われ、今後も継続される可能性があるが、それでは十分とはいえない。

申告利便の向上策については、マイナポータルの課税情報とe-Taxを連動させる「日本型記入済み申告制度」（第142回）が有効だ。

働き方改革は、長時間残業や人手不足の解消だけでなく、子育て・ワークライフバランスの改善などに好影響を及ぼし、わが国の創造力の向上につながっていく。税制を、それを支えるインフラと位置づけ対応していくことが必要だ。

連載

税制之理

ことわり

東京財団政策研究所研究主管 森信茂樹 中央大学法科大学院特任教授

第149回

ギグ・エコノミーと税制